

入 札 説 明 書

ごみ焼却灰輸送業務

P. 1 ~ P. 8	本	文
P. 9 ~ P. 18	各種様式及び記載例	
P. 19 ~ P. 24	契 約 書 (案)	
別記 1 - 1、1 - 2	協定書例	

札幌市環境局環境事業部総務課
(令和元年 12月20日)

令和元年札幌市告示第 6788 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和元年 12 月 20 日（金）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部総務課庶務係
電話番号 (011) 211-2906
ファックス番号 (011) 218-5108

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

ごみ焼却灰輸送業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 予定数量

駒岡清掃工場分 5,567 トン、白石清掃工場分 11,669 トン

(6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするが、契約金額は入札書に記載されたそれぞれの単価に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する単価は 1 円以上 1 円単位とし、単価が空欄若しくは 0 円で入札されたものは無効とする。

セメント資源化工場の受入ができない場合は、各清掃工場から埋立地への搬送を実施するが、その場合は以下の金額を契約金額とする。

ア 駒岡清掃工場から積み込む場合

駒岡清掃工場から積み込む入札単価に 0.2350 を乗じ、1 円未満を切り捨てた金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（端数は切り捨てない。）。

イ 白石清掃工場から積み込む場合

白石清掃工場から積み込む入札単価に 0.1997 を乗じ、1 円未満を切り捨てた金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする（端数は切り捨てない。）。

4 発注方式

この業務は、単体企業又は特定共同企業体による共同請負方式である。

5 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、下記(1)及び(2)に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 単体企業及び特定共同企業体の全ての構成員が下記6 ((5) から(7)を除く。)に掲げる条件を満たしていること。ただし、特定共同企業体において、鉄道輸送を担当する構成員については、下記6(4)の条件は必要としないものとする。
- (2) 単体企業及び特定共同企業体の構成員の代表者が下記6(5)から(7)に掲げる条件を満たしていること。
- (3) 特定共同企業体により参加しようとする者は、下記7に掲げる特定共同企業体の結成条件を満たしていること。

6 単体企業及び共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記10(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北1条西2丁目)

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 一般廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物収集運搬業許可証を有する者であること。
- (4) 仕様書に記載のある使用機材の確保が可能な者としての証明（車検証写、車両確保に関する計画書等）を提出することができること。
- (5) 直前決算期が債務超過でないこと。
- (6) 以下の3つの要件のうち、1つでも満たしていること。

ア 直前3年間の経常利益の平均値がマイナスでないこと。

イ 直前の経常利益がマイナスでないこと。

ウ 自己資本比率が40%未満でないこと。

- (7) 国又は地方公共団体が委託する同種業務を過去3年以内に履行した実績を有すること。
- (8) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

7 特定共同企業体の結成条件

特定共同企業体により入札参加を希望する者は、次の結成条件を満たした事業共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が2社以上であること。
- (2) 各構成員が本業務の入札において2以上の特定共同企業体の構成員としないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の特定共同企業体の構成員としないこと。
- (4) 特定共同企業体の代表者は、円滑な業務遂行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (5) 特定共同企業体の代表者の業務比率が他の構成員の比率を下回らないこと。

8 当該調達に係る質問及び回答について

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式7：入札説明書12ページのとおり）により、提出すること。

ア 提出期間

告示日から令和2年1月21日（火）まで

イ 提出場所

上記2の契約担当部

ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。

ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 回答について

原則として令和2年1月28日（火）17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

9 入札参加について

- (1) 入札参加条件については、上記6により定めているが、参加を希望する場合は、6(3)から(7)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類を以下のとおり提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 一般廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

イ 業務仕様書2(1)ア及びイ(ア)～(ウ)に記載する条件を全て満たす使用機材を確保可能な者であることを確認できる証明(車検証写、車両確保に関する計画書等)。ただし、アの条件については、輸送方法に応じて(ア)又は(イ)のどちらかを全て満たせば足りるものとする。

なお、運搬物の飛散・水漏対策、及び運搬業者名の明示については、未実施の場合、車両確保に関する計画書において実施の予定を示すこと。実施済の場合は、確認可能な写真等を提出すること。

ウ 財務状況を確認できる書類(決算書等)

エ 同種業務の履行実績を確認できる書類(契約書等)

- (2) 特定共同企業体として入札に参加を希望する者は、下記の提出期限までに、別記1-1の特定共同企業体協定書例に基づき作成された、特定共同企業体の結成に関する協定書を提出すること。なお、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 提出期限

令和2年2月7日(金)17時00分

証明書類に入札参加資格送付書(様式8:入札説明書13ページのとおり)を添付し、上記2の契約担当部へ持参又は送付すること。(持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと)

10 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

- (2) 現地説明会

ア 希望者に対しては、令和2年1月15日(水)または令和2年1月16日(木)に現地にて説明を行う。説明会への参加を希望する者は令和2年1月10日(金)までに上記契約担当部にファックスで申し込むこと(様式は問わない)。

イ ヘルメット・防じんマスク・作業服は、各自で用意すること。

ウ 現地説明会の事前の参加希望がない場合は、現地説明会は中止する。

- (3) 入札書の受領期限

令和2年2月21日(金)10時00分

上記2の契約担当部局へ持参又は送付してください。(送付の場合は必着のこと)

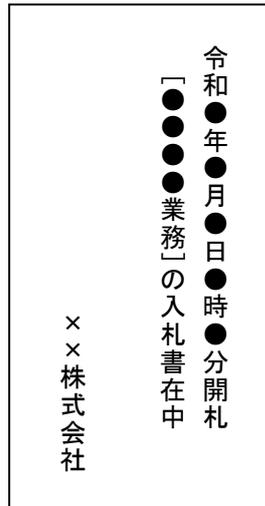
- (4) 入札書の提出方法

ア 入札書は様式1(入札説明書9ページのとおり)にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和2年2月21日13時15分開札〔ごみ焼却灰輸送業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛

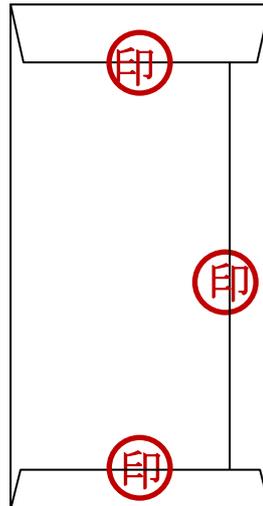
に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について

表面



裏面



イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和2年2月21日13時15分開札〔ごみ焼却灰輸送業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の使用等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印すること。

イ 入札 1 回目から代理人が入札する場合は、入札書の受領期限までに代理委任状（様式 2：入札説明書 10 ページのとおり）を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は、再度の入札の際に代理委任状を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

- (8) 開札の日時及び場所
令和 2 年 2 月 21 日（金）13 時 15 分
札幌市役所 12 階環境局会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式 2：入札説明書 9 ページのとおり）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

カ 入札結果については、原則として令和 2 年 2 月 26 日（水）17 時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、各工場から積み込む焼却灰 1 トン当たりの各契約金額に各予定数量を乗じた金額を合計した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約書（案）は入札説明書19ページのとおり。

(8) 上記6(2)後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(9) 入札書の数量について

入札書の様式に記載した数量は予定数量であり、その数量発注を保証するものではない。

(10) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(11) (10)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等

審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

(12) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（共通－第 14 号様式：11 ページのとおり）を提出することとする。

(13) 特定共同企業体が落札した場合、落札後速やかに別記 1－2（分担受託額に関する特定共同企業体協定書例）に基づき作成した協定書を提出しなければならない。

(14) 書類の記載にあたっては、加熱等により記載した文字を消すことのできるボールペン（いわゆる「消せるボールペン」）及びインク浸透印（いわゆる「シャチハタ」印）を使用しないこと。これらを使用した書類による入札は無効とする。

委任状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

委任者 住 所
会社名
氏 名 印

業務名 ごみ焼却灰輸送業務

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考 1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職・氏名 印

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

調達件名 ごみ焼却灰輸送業務

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書 3 ページ(4) 履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

担当者
電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名 ごみ焼却灰輸送業務

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)
- 業務に必要な資格に関する証明 (該当資格免許証、許可証等の写し)
- その他 (※具体的な書類名を記入)

(2) 提出枚数

枚 (本書を含まない。)

(記載方法)

様式 1

入 札 書

調達件名

希望金額の 100/110 の数字を記載してください。総計の額に一致すること。

円

希望金額の 100/110 の単価を記載の上、数量を乗じ、小計を併せて記載してください。単価は、全ての単価欄に記載すること。単価・小計が空欄若しくは0円のものは無効とする。

	単 価	数 量	小 計
上磯工場	円/トン	5,567	円
積込み場所 : 白石清掃工場 積下ろし場所 : 太平洋セメント(株) 上磯工場	円/トン	11,669	円
総計 ※入札金額に一致			円

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

入 札 者 住 所

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

日付は、入札書を記載した日付で記載願います。
※開札日ではありませんのでご注意ください。

入札代理人 氏 名

印

入札1回目から代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください。

- 備考
- 1 入札者については、法人その他の団体の場合は、名称及び代表者名を記載すること。
 - 2 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと(ただし、金額の訂正はできない。)
 - 3 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しません。

(記載方法)

様式 2

委任状

委任を受けた日付を記載してください。
※ 入札 1 回目から委任を受けた場合は、入札 1 回目に記載した日付以前の日付
※ 開札日に委任を受けて立会する場合は開札日の日付

年 月 日

(あて先)
札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

委任者 住 所
会社名
氏 名 印

業務名

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名 印

代理人の名前を記載し捺印してください。

- 備考 1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

(記載方法)

共通—第 14 号様式

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

落札者の決定日（通常は開札日）の
日付を記載してください。 年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職・氏名 印

会社の住所、会社名、代表社名を記載して捺
印してください。

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 10
25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここ
に申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免
税事業者である場合、速やかに提出すること。

(記載方法)

様式7

質 問 書

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表社名、担当者名、電話番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局にファックスしてください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電 話
質問のある業務の名称を記載してください。

調達件名

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

(記載方法)

様式 8

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名、
担当者名、電話番号を記入し、代
表者印を押印してください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名



担当者
電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名

対象業務の名称を記載し
てください。

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)
- 業務に必要な資格に関する証明 (該当資格免許証、許可証等の写し)
- その他 (※具体的な書類名を記入)

提出書類の枚数を記載し
てください。

(2) 提出枚数

枚 (本書を含まない。)

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、各工場から積み込む焼却灰1トン当たりの各契約金額に各予定数量を乗じた金額を合計した額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、別表に定める各月の期間ごとの役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、各月の期間ごとに、各契約単価に数量を乗じて得た金額の支払を請求することができる。なお、数量に1トン未満の端数が生じた場合は、四捨五入により整理するものとし、合計金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、各工場から積み込む焼却灰1トン当たりの各契約金額に各予定数量を乗じた金額を合計した額につき、履行期間の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、各工場から積み込む焼却灰1トン当たりの各契約金額に各予定数量を乗じた金額を合計した額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、

同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加ができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

- (5) 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (6) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、各工場から積み込む焼却灰1トン当たりの各契約金額に各予定数量を乗じた金額を合計した額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

【別 表】

契約金額は次のとおりとする。

駒岡清掃工場から積み込む焼却灰 1 トン当たり

金 円 (消費税及び地方消費税の額 円)

駒岡清掃工場からセメント資源化工場へ搬入できない場合に埋立地へ搬送する焼却灰 1 トン当たり

金 円 (消費税及び地方消費税の額 円)

白石清掃工場から積み込む焼却灰 1 トン当たり

金 円 (消費税及び地方消費税の額 円)

白石清掃工場からセメント資源化工場へ搬入できない場合に埋立地へ搬送する焼却灰 1 トン当たり

金 円 (消費税及び地方消費税の額 円)